広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

## 広島県規則第三十二号

## 広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

を次のように改正する。 広島県地方機関の長に対する事務委任規則 (昭和三十九年広島県規則第五十六号)の一部

第三十九号を同条第四十号とし、同条第三十八号中「第十一号出、凷及び崮」を「第十一号 号国を同号出とし、同号国を同号出とし、同号国を同号出とし、 を削り、同号は中「及び児童厚生施設」を「、児童厚生施設及び児童家庭支援センター」に 改め、 出及び仇」 に改め、 同号協を同号凷とし、同号仂を同号凷とし、同号멊を同号凷とし、同号囝を同号凷とし、同 庭支援センター」に改め、同号歯を同号仇とし、同号歯を同号仕とし、同号齿を同号出とし から同号八までを削り、同号仇を同号穴とし、同号仕を削り、同号出を同号出とし、 三十八号に掲げる事務については広島県西部東厚生環境事務所長に」を加え、同条第十一号 第八条ただし書中「第十一号一から因まで、仇、出及び固から固まで」を「第十一号」に 「及び児童厚生施設」を「、 同号
当を同号
八とし、 「広島県西部東厚生環境事務所長及び広島県東部厚生環境事務所長に」の下に「、第 同号を同条第三十九号とし、同号の前に次の一号を加える。 同号戯中「及び児童厚生施設」を「、児童厚生施設及び児童家 児童厚生施設及び児童家庭支援センター」に改め、 同号園を同号聞とし、 同号出

(平成二十八年広島県告示第百八十八号) に基づく代替執行に係るもの 広島県と大崎上島町との間における公害防止に係る事務の代替執行に関する規約

第九条第十六号の三三を同号四とし、同号二中「別表第一第七号ハ」を「別表第一第七号 に改め、 同号口を同号回とし、 同号一の次に次のように加える。

口 別表第一第七号ハの規定による健康被害につながるおそれが否定できない情報の 告の受付

第九条第十八号の二の次に次の一号を加える。

げるもの 八の三 食品表示法(平成二十五年法律第七十号)に基づく知事の権限のうち、

- 十七年内閣府令第十一号。 の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令(平成二 レルゲン、消費期限、 第六条第一項又は第三項の規定による指示 う。 規定する事項のうち、同条第二項に規定する事項を除く事項 )に係るものに限る。 食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他 以下この項において「内閣府令」という。) (食品表示法第六条第八項に規定するア (以 下 「衛生事項」と 第五条第一項
- 〇 前号の知事の指示に係る同条第五項の規定による命令
- 第六条第八項の規定による命令 (内閣府令第一条に規定する表示の事項のうち、 同

条第六号、第七号及び第十号に掲げる事項を除く。)

収去(衛生事項に係るものに限る。 して関係のある事業者に対する報告の徴収、 第八条第一項の規定による食品関連事業者等又は食品関連事業者等とその事業に関  $\overline{\phantom{a}}$ 物件の提出 日の要求、 立入検査、 質問又は

(五) 査(衛生事項に係るものに限る。) 第十二条第一項又は第二項の規定による申出の受付及び同条第三項の規定による

同号圉を同号窋とし、同号圉を同号窋とし、同号圉を同号圉とし、 第九条第五十九号窩を同号宮とし、同号宮を同号宮とし、 同号

勇を同号

留とし、 同号倅を削り、 同号圏を同号圏とし、同号圏を同号圏とし、同号圏を同号圏とし 同号

勇を同

号密とし、 同号笛を同号笛とし、 同号圏を同号倒と 同号密を

- (美) 第四十四条の七第一項の規定による新感染症に係る検体の提出又は採取  $\mathcal{O}$
- 第四十四条の七第三項の規定による新感染症に係る検体の採取

号
民
を
同
号
関
と
し
、 第三十六条第三項 **髷を同号圏とし、** 号関とし、 同号圏とし、 第九条第五十九号関を同号圕とし、 同号

四

号

四

号

四

号

四

号

四

と

し

、 同号圏を同号圏とし、 同号属を同号圏とし、同号国を同号圏とし、 (第五十条第四項」を「第三十六条第四項(第五十条第六項」に改め、 同号民を同号置とし、同号国を同号圏とし、 同号圏を同号

国とし、 同号圏を同号圏とし、 同号

・
同号

・
会

・
に

・
の

・
に

・
の

・
に

・
の

・
に

・
の

・
に

・
の

・
に

・
の

・
に

・
の

・
に

・
の

・
に

・
の

・
に

・
の

・
に

・
の

・
に

・
の

・
に

・
の

・
に

・
の

・
に

・
の

・
に

・
の

・
に

・
の

・
に

・
の

・
に

・
の

・
に

・
の

・
に

・
の

・
に

・
の

・
に

・
の

・
に

・
の

・
に

・
の

・
に

・
の

・
に

・
の

・
に

・
の

・
に

・
の

・
に

・
の

・
に

・
の

・
に

・
の

・
に

・
の

・
に

・
の

・
に

・
の

・
に

・
の

・
に

・
に

・
の

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に

・
に 同号

国
を
同

号

関
と
し
、 同号
関を同号

雪とし、 同号国を同号気とし、 同号

四

を
同 同号

霊を 加える。 同号宝

- 第二十六条の三第一項の規定による検体又は病原体の提出の命令
- **(王**) 第二十六条の三第三項の規定による検体又は病原体の無償による収去
- 第二十六条の四第一項の規定による検体の提出又は採取の命令
- 第二十六条の四第三項の規定による検体の採取

とし、 同号気とし、 を同号八とし、 第九条第五十九号民を同号国とし、同号国を同号国とし、 同号八を同号出とし、 同号齿を同号歯とし、 同号はを同号切とし、同号はを同号切とし、 同号目を同号国とし、 同号属を同号国とし、 同号八の前に次のように加える。 同号出を同号出とし、同号内を削り、 同号出を同号歯とし、 同号国を同号国とし、同号国を同号国とし、 同号出を同号出とし、 同号歯を同号はとし、 同号寅を同号寅とし、 同号田を同号氏とし、 同号仇を同号出と 同号世を同号供 同号出を同号 同号国を同 同号国を 同号

- (五) 第十六条の三第一項の規定による検体の提出又は採取  $\mathcal{O}$ 勧
- (六)第十六条の三第三項の規定による検体の採取
- 第三項及び第四十九条にお 採取に関する書面の交付 第十六条の三第五項及び第六項(第二十三条、 VI て準用する場合を含む。 第四十四条の七第九項、 の規定による検体の提出又は 第四十五条

第九条第五十九号闫を同号四とし、同号二を同号闫とし、 第十五条第三項の規定による検体若しくは病原体の提出又は検体の採取 同号三の前に次のように加える。 0

第九条第七十五号の二を次のように改める。

附則第九条第四項、 七十五の四 薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十六年厚生労働省令第八号 第五項及び第七項の規定による変更の届出の受付

第九条第七十五号の三及び第七十五号の四を削る。

第九条第八十三号◯中「劇」を「劇物」に改め、同条第八十九号中「第十六号伍」 第十八号の三口」を加え、 「第五十九号穴、 (七) (九)  $(+\dot{})$ 「第五十九号伍、 供 烘 **量から** 戻まで、 (元) 剣 (共) **園から国まで、** 黑 (語、) (更及び) に改め の下に

業に係るものを除く。 事業実施要綱」に、 条第二号の二とし、 就農・経営継承総合支援事業実施要綱」に、「事業計画」を「研修計画」に改め、同号を同 の二を同条第二号とし、同条第二号の三中「新規就農者育成交付金事業実施要領」を「新規 第十三条ただし書中 「事業計画の承認」を「経営体育成支援計画等の承認(畜産に関する事 同条第二号の四中 )」に改め、 「第四号の二」を「第四号」に改め、同条第二号を削 同号を同条第二号の三とし、 「米生産体制強化事業実施要領」を「経営体育成支援 同号の次に次の二号を加え り、 同条第二号

二の四 の承認(畜産に関する事業に係るものを除く。 担い手確保・経営強化支援事業実施要綱に基づく担い手確保・ 経営強化支援計

二 の 五 業に係るものに限る。 ひろしま農業創生事業実施要領に基づく事業計画の承認 (園芸用農地確保支援事

業実施要領」に改め、同号の次に次の一号を加える。 園地集積交付金事業及び園地再生整備支援事業実施要領」を「レモン団地基盤整備支援事 第十三条第三号中「及びプロジェクト産地発展支援事業実施要領」を削 ŋ 同条第四号中

四の二 レモンへの早期転換支援事業実施要領に基づく事業計画の承認

ように加える。 第十三条第七号(15)及び同号(16)を削り、 同号一(7を同号一(5)とし、 同号(一) (5)0

⑥ かんきつ産地競争力強化緊急対策事業費補助金

第十三条第七号(一8)を同号(一7)とし、 同号台の次に次のように加える。

備に係るものに限る」 給体制構築助成事業及び米供給体制強化事業」を「及び周年供給体制構築助成事業」に改め タイプのうち、畜産に関する事業に係るものに限る。)及び」を削り、 委員会等に関する法律 第十三条第七号口中「(担い手経営発展チャレンジ事業(認定農業者経営発展チャレンジ 「除き、 ひろしま農業創生事業費補助金(園芸用農地確保支援事業に係るものに限 広島かき生産出荷体制強化事業についてはかきの品質向上に資する施設整 を「除く」に改め、 (昭和二十六年法律第八十八号)第四十三条第一項に規定する農業委 同条第十六号国2中 「広島県農業会議」を 同号三中「、 周年供

基金事業補助金」を「、次世代林業基盤づくり事業補助金」に改め、「運営等」の下に「に 島県農業会議」を「県機構」に改め、同条第三十四号中「並びに森林整備加速化・林業再生 実践プロジェクト補助金」を「地域森林計画編成事業補助金」に改める。 係るもの」を加え、「新規用途導入促進事業に係るもの並びにひろしま林業ビジネスモデル 員会ネットワー - ク機構 (以下この条において「県機構」という。 )」に改 同号雪中「広

所の所管区域にわたるものを除く。)」を加え、同条第十六号を同条第十八号とし、 同条第十四号の二中「広島血統和牛増産チャレンジ事業実施要領」を「畜産・酪農収益力強 が県外に存するもの」を加え、同号円を削り、同号口を同号一とし、 十五号を同条第十七号とし、同号の前に次の二号を加える。 化総合対策基金事業実施要領」に改め、 第十四条第十号の二を削り、同条第十四号中「わたるもの」の下に「及び事業の実施場所 「計画の承認」の下に「(その地区が三の畜産事務 同号回を同号口とし、 同条第

十五 経営体育成支援事業実施要綱に基づく経営体育成支援計画等の承認 事業に係るものに限る。 (畜産に関する

十六 承認(畜産に関する事業に係るものに限る。) 担い手確保・経営強化支援事業実施要綱に基づく担い手確保・経営強化支援計画  $\mathcal{O}$ 

口の前に次のように加える。 号四を同号田とし、 を同号世とし、 を同号歯とし、 「田」を「内」に改め、同号八を同号仇とし、 第十六条第五十五号铝を同号内とし、 「田及び出」を「八及び出」に改め、同号内を同号田とし、 同号出を同号出とし、同号出を同号出とし、同号のを同号出とし、同号の中 同号

「会」を同号

「会」とし、同号

「中「三又は、」を「四又は、」に改め、 同号三を同号四とし、 同号はを同号出とし、 同号口を同号回とし、 同号出を同号八とし、 同号歯を同号はとし、 同号一を同号二とし、 同号田を同号穴とし、 同号穴中「三」を「四 同号生 同号齿 同号

─ 第四条第一項の規定による基礎調査の実施

第十六条第百九号中「第五十五号世」を「第五十五号世」 に改める。

川

この規則は、公布の日から施行する。